

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長
(公印省略)

令和6年度末退職予定者に係る任意継続組合員制度の事前申告手続等
について(通知)

令和6年度末退職予定者が、公立学校共済組合の任意継続組合員制度への加入を希望する場合の事前申告を受け付けます。

つきましては、令和6年度末退職予定の職員に別紙1「任意継続組合員制度 事前申告等のご案内」を配付するなどして周知いただき、加入希望者の申告書を取りまとめの上、受付期間内に提出をお願いします。

記

1 昨年度からの変更点

マイナ保険証を基本とする制度が開始したため、任意継続組合員証及び任意継続被扶養者証は交付されません。

マイナ保険証の利用登録をしていない者は、資格確認書の交付を受けることとなるため、任意継続組合員申告書(様式第2号の1)の資格確認書交付要否欄にチェックを入れて申告してください。

また、被扶養者を引き続き認定する場合は原則として申告書等提出書類は不要ですが、マイナ保険証の利用登録をしていない被扶養者については被扶養者申告書(様式第2号の2)の資格確認書交付要否欄にチェックを入れて任意継続組合員申告書(様式第2号の1)に添付して提出してください。

2 周知対象職員

令和7年3月31日付退職予定で、退職の日まで引き続き1年と1日以上共済組合員(短期組合員を含み、任意継続組合員を除く)である者。

3 提出書類

別紙1「令和6年度末退職予定者の皆様へ ～任意継続組合員制度 事前申告等のご案内～」P2のとおり

4 受付期間

【事前申告】

令和7年1月8日(水)から令和7年2月14日(金) ※資格管理担当 必着

【4月申告】

令和7年3月7日(金)から令和7年4月21日(月) ※資格管理担当 必着

5 その他

(1) 任意継続組合員制度の詳細は、別紙1「令和6年度末退職予定者の皆様へ ～任意継続組合員制度 事前申告等のご案内～」を御参照ください。

- (2) 事前申告をしなかった場合でも、令和7年3月7日(金)～令和7年4月21日(月)に申告することにより、任意継続組合員制度に加入できます(4月申告)。
退職日前より申告できる措置は、年度末退職に限った措置となりますので、年度末退職以外で任意継続組合員制度に加入を希望する場合は、退職日以降(退職日を含む20日以内)に申告してください。4月申告について詳しくは令和7年3月上旬に通知予定です。
- (3) 事前申告した組合員が現在使用している組合員証または資格確認書(以下、「組合員証等」という。)は、退職日以降速やかに所属所で回収し、表面の余白に「事前申告」と赤色の油性マーカーで記入の上、資格管理担当まで返納してください。
(資格情報のお知らせ(加入者情報)は返却不要です。)
- (4) 事前申告、退職前の申告は、任意継続組合員制度に加入することがほぼ確実な場合に限り行ってください。4月1日から再就職の予定があるなど、他の健康保険制度に加入する可能性がある場合、事前申告、退職前の申告は御遠慮ください。
- (5) ライフプランセミナーにて、任意継続組合員制度に関する説明動画を掲載しますので、ぜひ、御視聴ください。
※ ライフプランセミナーについて詳しくは、同日付「教福第384号」を御覧ください。
- (6) 様式と記入例については、公立学校共済組合埼玉支部のホームページから取得できます。
(<https://www.kouritu.or.jp/saitama/about/yousiki/index.html>)
公立学校共済組合埼玉支部 ➡ 「諸届用紙【ダウンロード】」

[提出先及び問合せ先]

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階

埼玉県教育局教育総務部福利課内

公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当

☎048-830-6694

令和 6 年度末退職予定者の皆様へ

～任意継続組合員制度 事前申告等のご案内～

公立学校共済組合では、退職による資格喪失後の健康保険制度として「任意継続組合員制度」を実施しています。制度の概要及び加入方法について次のとおりご案内します。

退職後に加入する健康保険制度の選択肢の一つとして、ご検討ください。

1 任意継続組合員制度とは

掛金（保険料）を自己負担することで、退職後、最長 2 年間に限り、現職とほぼ同様の短期給付（健康保険）を、公立学校共済組合から受けることができます。

ただし、長期給付（厚生年金）の適用はありませんので、60 歳未満の方で任意継続する場合は、ご自身で国民年金加入手続が必要となります。被扶養配偶者も同様です。

（1）加入要件について ※次のア・イ両方を満たしていることが必要です。

ア 退職日まで引き続き 1 年と 1 日以上組合員期間（短期組合員を含み、任意継続組合員を除く）があること。

イ 退職後、令和 7 年 4 月 1 日に他の健康保険制度に加入しておらず、任意継続組合員制度に加入を希望する者。

【加入できない例】

例-1 再就職し、勤務先の健康保険制度に加入する者

例-2 親族の健康保険の扶養に入る者

例-3 国民健康保険に加入する者

※ 任意継続を含めた退職後の健康保険制度については、**別紙 2**のチャート図（P 8）を参考にしてください。

【共済組合員の種別について】 ※原則として 2 か月以内の期間を定めて任用される者を除く。

一般組合員	健康保険・年金ともに共済組合加入 (例) ・本採用職員 ・任期付職員(常勤) ・再任用職員(常勤) ・会計年度任用職員(常勤で引き続く任用期間が 13 月目に達した者)
短期組合員	健康保険のみ共済組合加入、年金は日本年金機構の厚生年金に加入 ○「一定の要件(注)」を満たす非常勤職員(短時間勤務職員)について 共済組合に加入します。 (例) ・臨時的任用職員(常勤) ・会計年度任用職員(常勤で、引き続く任用期間が 12 月までの者) ・任期付職員(短時間) ・再任用職員(短時間) ・会計年度任用職員(短時間)

注：① 1 週間の所定労働時間及び 1 月間所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 以上であること。

② ①を満たさないが、下記(a)～(c)を満たす場合

(a) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上

(b) 報酬月額が 88,000 円以上

(c) 学生でない

2 事前申告又は4月申告の手続について

(1) 提出書類について

◎…必須 △…該当者のみ

	提出書類	事前申告	4月申告
必須	①公立学校共済組合員・（一財）埼玉県教職員互助会員 申告書 任意継続組合員用（様式第2号の1）	◎	◎
	②任意継続掛金に係る申出書 ※記入もれのないように提出してください。 ※口座振替を希望する場合は、必ず指定銀行の「口座確認印」が必要です。	◎	◎
	③現職時の組合員証等 ※事前申告の方は、4月1日以降速やかに返納してください。	◎	◎
被扶養者に関するもの 該当者のみ提出	【引き続き認定する場合】原則として提出書類はありません。ただしマイナ保険証の利用登録をしていない被扶養者がいる場合は「様式2号の2」の資格確認書交付要否欄にチェックを入れて組合員本人の申告書に添付してください。（注1、2、3）	△	△
	【令和7年4月1日に就職により被扶養者の資格を喪失する場合】 ④公立学校共済組合・（一財）埼玉県教職員互助会 被扶養者申告書 任意継続組合員用（様式第2号の2）※添付書類不要（注4）	△	△
提出先	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階 埼玉県教育局教育総務部福利課内 公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当		

※ ①、②、④の様式は「公立学校共済組合埼玉支部HP」→「手続きナビ」→「組合員資格・年金の手続き」→「任意継続組合員に関する手続き」→「任意継続組合員制度加入の手続き」から印刷してください。

※ 課所館・県立学校等に勤務されている方で任意継続を希望される方は、申請書様式及び添付書類を総務事務センターではなく、直接上記提出先に提出してください。

注1 任意継続加入後も被扶養者の要件を満たしている場合は引き続き認定できます。

注2 他の扶養義務者との収入比較を行ってください。他の扶養義務者より組合員の収入が高いか収入差額が1割以内の場合は、引き続き認定できます。
比較する収入は次のとおりです。

・給与収入のみの方：源泉徴収票（令和6年分）

・確定申告を行っている方：確定申告書（令和6年分）

なお、他の扶養義務者が公立学校共済組合員である場合及び組合員の被扶養者である場合は、収入比較の必要はありません。ただし、認定している被扶養者に係る扶養手当が他の扶養義務者側に異動する場合は、健康保険についても扶養替えの手続を行ってください。

注3 令和7年6月頃に被扶養者を有する任意継続組合員を対象に検認を実施します。詳細は、令和7年6月初旬に御自宅に送付する通知文書を御確認ください。

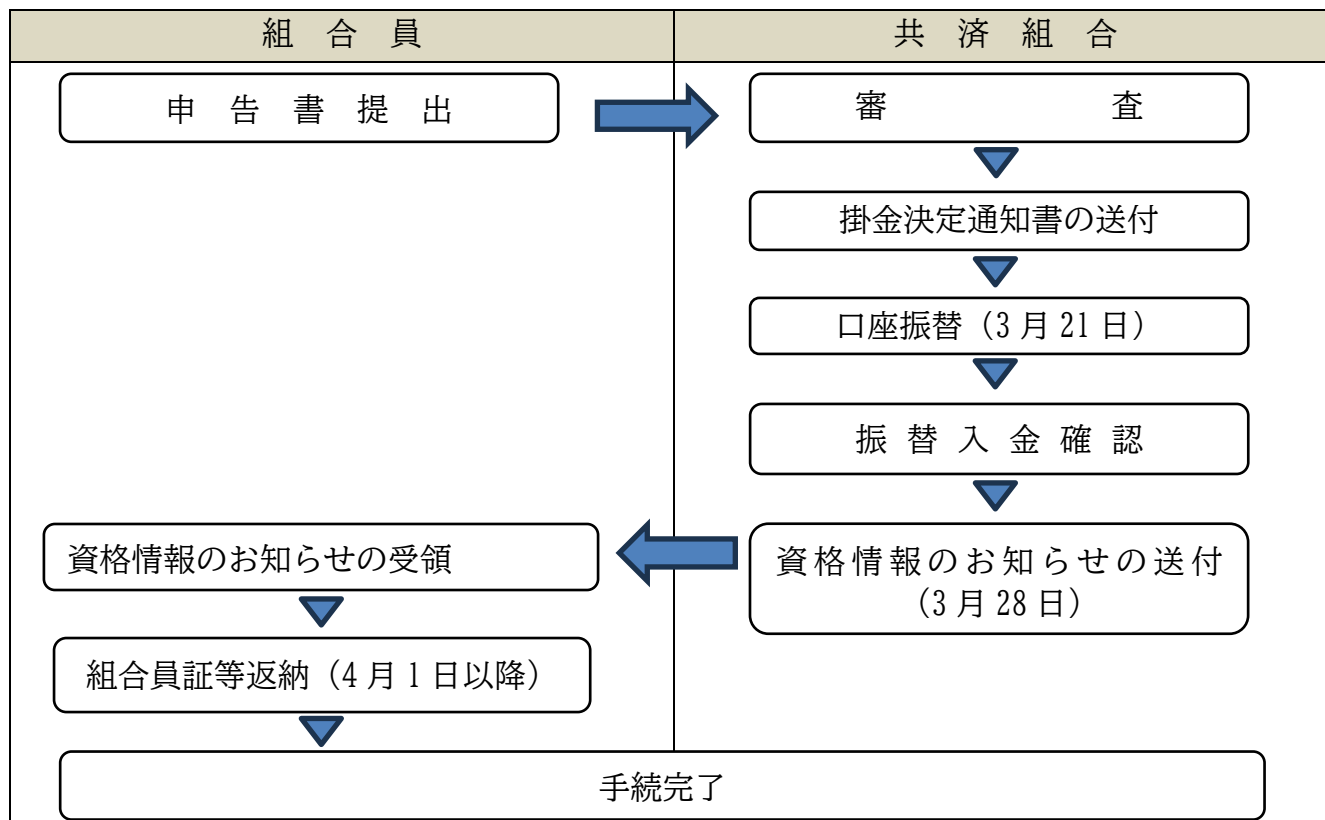
事実発生日が令和7年4月1日かつ取消事由が「就職」の場合のみ、添付書類を省略できます。それ以外の場合（事実発生日が令和7年4月1日でない場合や取消事由が「就職」以外の場合等）は、取消事由ごとに定められた通常の添付書類が必要です。また、提出日は事実発生日以降となります。そのため、令和7年4月1日より前の任意継続加入の申告（事前申告や3月中の4月申告）を利用する場合は、組合員本人に関する申告のみを行い、事実発生日以降に被扶養者の取消申告を行ってください。

(2) 受付期間

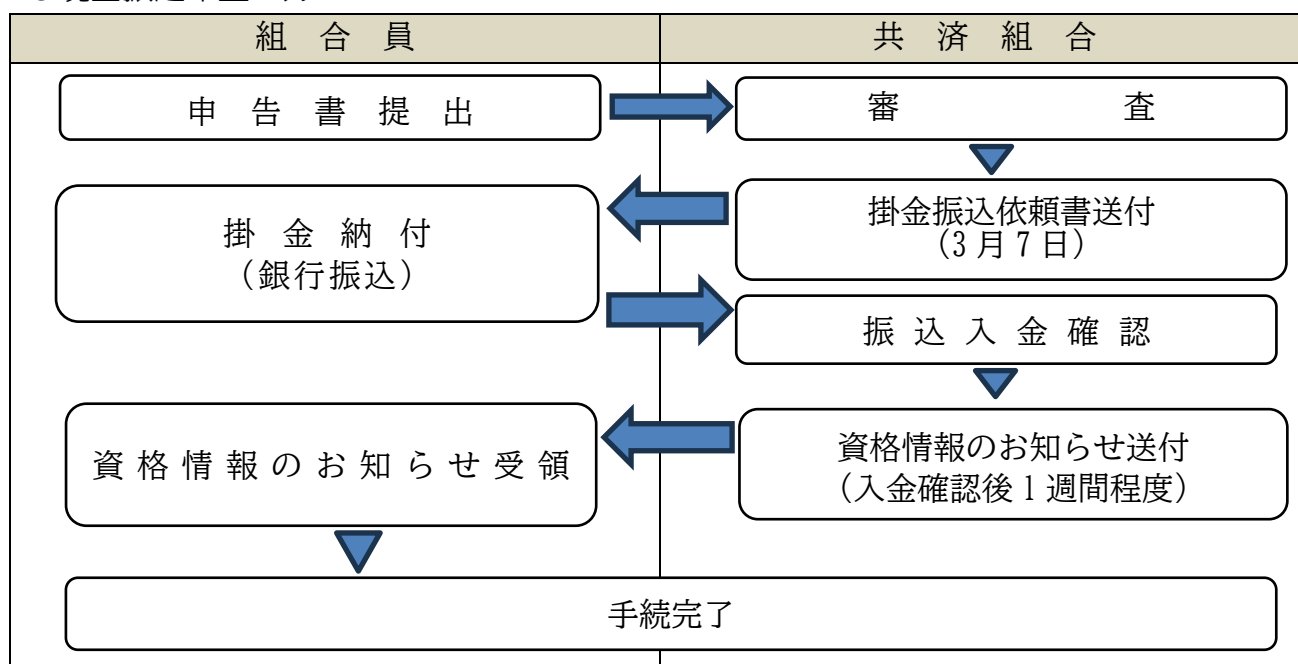
	受 付 期 間
事前申告	令和7年1月8日（水）～令和7年2月14日（金）必着 ※2月15日以降は、4月申告の開始まで受付はありません。
4月申告	令和7年3月7日（金）～令和7年4月21日（月）必着 ※4月22日以降、受付はできません。

(3) 事前申告の流れ

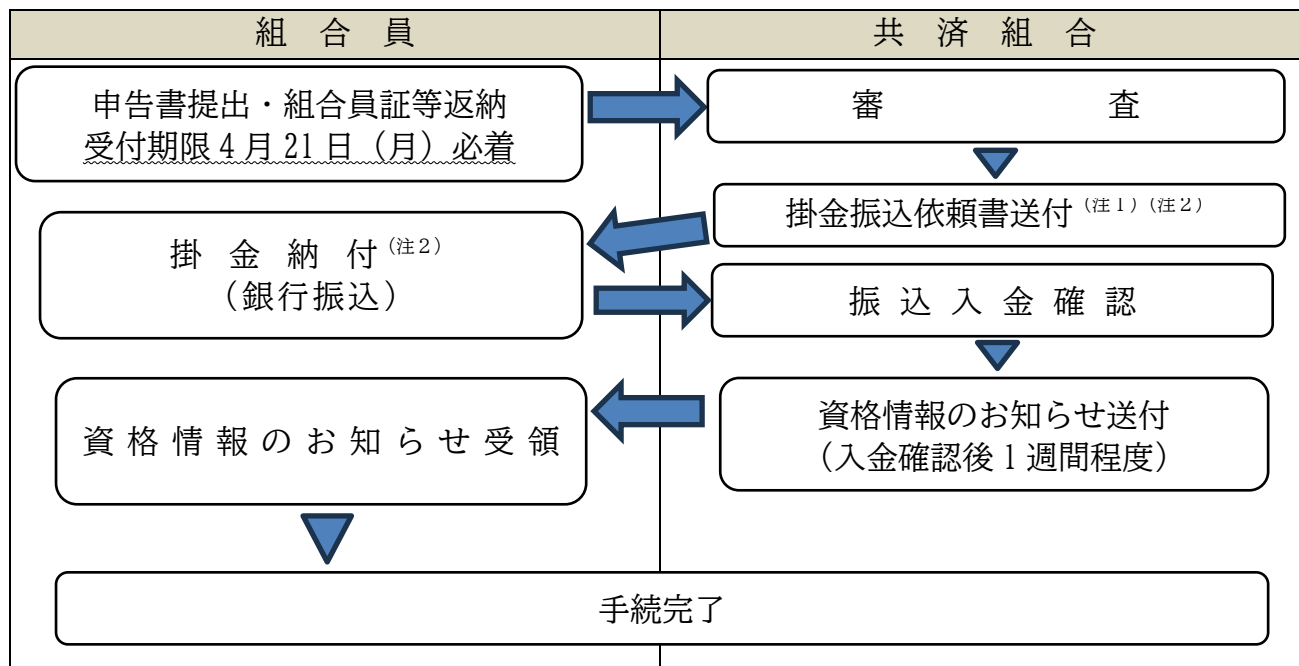
○口座振替希望の方



○現金振込希望の方



(4) 4月申告の流れ



(注1) 3月中に申告いただいた場合も4月上旬以降に順次ご自宅に送付します。

(注2) 4月申告の場合は口座振替を希望した場合でも、初回は現金振込になります。

3 任意継続掛金の算定方法

算定方法： **任意継続掛金額(月額)** = **標準報酬月額** (注1) × **掛金率** (注2)

(注1) 標準報酬月額は、次のいずれか低い額になります。

①退職する月の標準報酬月額	給与支給明細書に記載されています。 ※年度末退職者は、令和7年3月分の給与明細書を確認
②組合員の平均標準報酬月額	380,000円(令和6年12月1日現在)

(注2) 令和6年12月1日現在の掛金率(短期と介護それぞれ掛金がかかります)

短期	93.20/1,000
介護	15.92/1,000

※令和6年度末退職予定の方に適用される組合員の平均の標準報酬月額と掛金率は、今後改定される可能性があります。あくまでも目安とお考えください。

※計算例

【①退職する月の標準報酬月額】と【②組合員の平均標準報酬月額】の低い方を基礎として計算します。

【掛金計算例 1】 ②組合員の平均標準報酬月額が低い場合

①と②を比較	①退職する月の標準報酬月額	470,000円 ※給与支給明細書に記載されています。
	②組合員の平均標準報酬月額	380,000円（令和6年12月1日現在）

【例 1】 の場合②平均標準報酬月額が低いので、②380,000 円をもとに算出します。

短期掛金額	月額	380,000 円×短期掛金率（93.20/1000）＝ <u>35,416 円</u> （円未満切り捨て）
	年額	35,416 円×12 か月＝ <u>424,992 円</u>
介護掛金額	月額	380,000 円×介護掛金率（15.92/1000）＝ <u>6,049 円</u> （円未満切り捨て）
	年額	6,049 円×12 か月＝ <u>72,588 円</u>
合計年額		短期 424,992 円＋介護 72,588 円＝ <u>497,580 円</u>

【掛金計算例 2】 ①退職する月の標準報酬月額が低い場合

①と②を比較	①退職する月の標準報酬月額	340,000円 ※給与支給明細書に記載されています。
	②組合員の平均標準報酬月額	380,000円（令和6年12月1日現在）

【例 2】 の場合①退職する月の標準報酬月額が低いので、①340,000 円をもとに算出します。

短期掛金額	月額	340,000 円×短期掛金率（93.20/1000）＝ <u>31,688 円</u> （円未満切りすて）
	年額	31,688 円×12 か月＝ <u>380,256 円</u>
介護掛金額	月額	340,000 円×介護掛金率（15.92/1000）＝ <u>5,412 円</u> （円未満切りすて）
	年額	5,412 円×12 か月＝ <u>64,944 円</u>
合計年額		短期 380,256 円＋介護 64,944 円＝ <u>445,200 円</u>

4 任意継続掛金納入に際しての注意

(1) 掛金の納入方法について

下表の6通りから選択できます。

口座振替	1 年一括払い(1年分ずつ)	現金振込	4 年一括払い(1年分ずつ)
	2 半期払い(半年分ずつ)		5 半期払い(半年分ずつ)
	3 各月払い		6 各月払い

年一括払い又は半期払いを選択すると、掛金額が割引になります。

事前申告でまとめて前納する場合の掛金の算定方法：月額掛金×係数（下表）

前納割引の係数	
年一括払い(1年分ずつ)	11.7485020
半期払い(半年分ずつ)	5.9318472

【前納割引例】：5 ページ【掛金計算例1】の場合で、事前申告により加入をした場合

年一括払い(年額)	
短期	月額35,416円× <u>係数11.7485020</u> = 416,085円(円未満四捨五入)
介護	月額6,049円× <u>係数11.7485020</u> = 71,067円(円未満四捨五入)
半期払い(半期額)	
短期	月額35,416円× <u>係数5.9318472</u> = 210,082円(円未満四捨五入)
介護	月額6,049円× <u>係数5.9318472</u> = 35,882円(円未満四捨五入)

	年額または半期額	各月払い	割引額
年一括(短期+介護)	487,152円	497,580円	10,428円(年額)
半期払い(短期+介護)	245,964円	248,790円	2,826円(半期)

※ 4月申告でまとめて前納する場合、初年度は5月以降の掛金額が割引になります。

※ 任意継続掛金の前納は、年一括払い(1年分)が最長です。加入後1年が経過する頃に2年目の掛金額をお知らせします。

(2) 払込期限について

事前申告受付分	口座振替	令和7年3月21日(金)【振替日】
	現金振込	令和7年3月31日(月)【振込期限】
4月申告受付分 (初回は口座振替不可)	現金振込 のみ	令和7年4月30日(水)【振込期限】

※ 4月申告の場合は口座振替希望の方も、初回は現金振込となりますので、ご注意ください。

5 再就職等による事前申告・4月申告の取消し

任意継続を申請した方が、申請後に令和7年4月1日から他の健康保険制度に加入することとなった場合は、速やかに資格管理担当へ次の書類を提出してください。

提出書類	申告区分	事前申告 した場合	4月申告 した場合
①任意継続に係る資格情報のお知らせ及び資格確認書（交付済の場合）		○	○
②任意継続取消申出書（別紙3）		○	○
③在職時の組合員証等（引き続き公立学校共済組合埼玉支部の組合員になる場合は提出不要）		○	○

※ 退職後に引き続き公立学校共済組合埼玉支部の組合員（一般組合員、短期組合員）になる場合には、③在職時の組合員証等の返却は不要です。組合員となる要件及び任用形態ごとの組合員種別については、P1【共済組合員の種別について】を参照してください。

※ 上記の対応は、任意継続加入を申告した後、令和7年4月1日に他の健康保険制度に加入する方のための事務手続です。

※ 任意継続に加入後（4月1日以降）に親族の扶養に入る又は国民健康保険に加入するために脱退される場合は、申告書を共済組合で受理した月の末日までは任意継続組合員制度に加入することになります（※月途中の脱退はできません。）。

また、任意継続に加入後（4月2日以降）に再就職する場合は、次のとおり申告書及び添付書類を提出してください。

就職による任意継続脱退に係る提出書類	公立学校共済組合員・（一財）埼玉県教職員互助会員申告書（様式第2号の1）
	再就職先の社会保険の資格取得日を確認できる資料（資格情報のお知らせや資格確認書の写し）
	任意継続の資格確認書の原本（交付されている場合のみ）

問合せ先

問合せ内容	担当	電話番号
任意継続（手続）について	資格管理担当	☎048—830—6694
任意継続（掛金）について	経理担当	☎048—830—6691
各健康保険制度の違い・任意継続（給付）について	短期給付担当	☎048—830—6696

別紙 2

令和 7 年 4 月 1 日に、あなたはどれに当てはまりますか？

Q 1：令和 7 年 4 月 1 日から、埼玉県公立学校等で勤務し、公立学校共済組合の「①一般組合員」または「②短期組合員」になりますか？

※一般組合員、短期組合員の種別は、職員の任用形態、勤務条件によって異なります。
詳細は、P 1【共済組合員の種別について】を参照してください。

はい

いいえ

Q 2：再就職先で健康保険制度に加入しますか？

※健康保険の加入の有無については、再就職先にご確認ください。

はい

いいえ

Q 3：親族の健康保険制度の扶養に入りますか？

※親族が加入する健康保険制度にご確認ください。

はい

いいえ

Q 4：任意継続組合員制度に加入しますか？

(採用から退職まで 1 年と 1 日以上組合員期間があり、加入を希望する方)

はい

いいえ

①

公立学校共済組合
埼玉県教職員互助会
に加入

共済組合・互助会に引き続き加入となります。
現在の資格が引き続きます。【①一般組合員】
・健康保険、年金ともに共済組合に加入
【②短期組合員】
・健康保険のみ共済組合に加入
・年金は「日本年金機構」の厚生年金に加入
※ 共済組合加入の可否については所属所長に確認してください。

②

就職先で社会
保険制度に加入
(協会けんぽ等)
* 1

社会保険は、勤務時間等に応じて加入・非加入が決まります。
* 1：「協会けんぽ」とは中小企業等で働く従業員やその家族が加入する健康保険制度の通称です。「全国健康保険協会」が運営しています。

③

親族の健康
保険制度の
扶養に入る

扶養に入る条件は、親族が加入している健康保険制度にご確認ください。

④

公立学校共済組合
任意継続
組合員制度
に加入

退職時に共済組合に申し出ること、退職日の翌日から最長 2 年間加入できます。(任意)
※ただし、75 歳以上の方については、後期高齢者医療制度に加入のため、加入できません。

⑤

国民健康保険
制度に加入
(国保)

・自営業の方
・無職の方
・他の健康保険制度に加入していない方

※「退職会員互助制度」に任意で加入できます。

<https://gojo-saitama.jp/business/business-752>

【注意】②～⑤に該当する場合、現在お持ちの組合員証等は、令和 7 年 4 月 1 日以降使用できません。4 月 1 日以降、速やかに返納してください。

任意継続取消申出書

公立学校共済組合埼玉支部長 様
(資格管理担当)

取消申出年月日 令和 年 月 日

氏 名

任意継続組合員資格取得のため、「公立学校共済組合員・（一財）埼玉県教職員互助会員申告書（様式第2号の1）」を提出しましたが、下記理由により任意継続加入の取消しを申し出ます。

記

退職時の所属所名 及び所属所コード			
組合員証番号			
取消理由	取消理由 1 引き続き公立学校共済組合員（短期組合員を含む）となるため 2 就職先の健康保険制度に加入する（協会けんぽ等） 3 親族の扶養に入る、国民健康保険に加入する （事前申告の者が3月中に申し出る場合に限る） 4 その他（理由を具体的に記入： ）		
申告時に希望した 掛金納入方法	いずれか1つに○をしてください		
	1	口座振替	
	2	現金振込 （振込年月日 令和7年 月 日）・未振込 ※既に掛金を納付した方は、振込年月日を記入してください。	
連絡先 電話番号	1：自宅 — — 2：現在の勤務先 — —		

※この申出書は任意継続組合員制度への加入を資格取得日から取り消すための書類です。

令和 6 年度末退職予定者の皆様へ

～任意継続組合員制度 事前申告等のご案内～

公立学校共済組合では、退職による資格喪失後の健康保険制度として「任意継続組合員制度」を実施しています。制度の概要及び加入方法について次のとおりご案内します。

退職後に加入する健康保険制度の選択肢の一つとして、ご検討ください。

1 任意継続組合員制度とは

掛金（保険料）を自己負担することで、退職後、最長 2 年間に限り、現職とほぼ同様の短期給付（健康保険）を、公立学校共済組合から受けることができます。

ただし、長期給付（厚生年金）の適用はありませんので、60 歳未満の方で任意継続する場合は、ご自身で国民年金加入手続きが必要となります。被扶養配偶者も同様です。

（1）加入要件について ※次のア・イ両方を満たしていることが必要です。

ア 退職日まで引き続き 1 年と 1 日以上組合員期間（短期組合員を含み、任意継続組合員を除く）があること。

イ 退職後、令和 7 年 4 月 1 日に他の健康保険制度に加入しておらず、任意継続組合員制度に加入を希望する者。

【加入できない例】

例-1 再就職し、勤務先の健康保険制度に加入する者

例-2 親族の健康保険の扶養に入る者

例-3 国民健康保険に加入する者

※ 任意継続を含めた退職後の健康保険制度については、**別紙 2**のチャート図（P 8）を参考にしてください。

【共済組合員の種別について】 ※原則として 2 か月以内の期間を定めて任用される者を除く。

一般組合員	健康保険・年金ともに共済組合加入 (例) ・本採用職員 ・任期付職員(常勤) ・再任用職員(常勤) ・会計年度任用職員(常勤で引き続く任用期間が 13 月目に達した者)
短期組合員	健康保険のみ共済組合加入、年金は日本年金機構の厚生年金に加入 ○「一定の要件(注)」を満たす非常勤職員(短時間勤務職員)について共済組合に加入します。 (例) ・臨時的任用職員(常勤) ・会計年度任用職員(常勤で、引き続く任用期間が 12 月までの者) ・任期付職員(短時間) ・再任用職員(短時間) ・会計年度任用職員(短時間)

注：① 1 週間の所定労働時間及び 1 月間所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 以上であること。

② ①を満たさないが、下記(a)～(c)を満たす場合

(a) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上

(b) 報酬月額が 88,000 円以上

(c) 学生でない

2 事前申告又は4月申告の手続について

(1) 提出書類について

◎…必須 △…該当者のみ

	提出書類	事前申告	4月申告
必須	①公立学校共済組合員・（一財）埼玉県教職員互助会員 申告書 任意継続組合員用（様式第2号の1）	◎	◎
	②任意継続掛金に係る申出書 ※記入もれのないように提出してください。 ※口座振替を希望する場合は、必ず指定銀行の「口座確認印」が必要です。	◎	◎
	③現職時の組合員証等 ※事前申告の方は、4月1日以降速やかに返納してください。	◎	◎
被扶養者に関するもの 該当者のみ提出	【引き続き認定する場合】原則として提出書類はありません。ただしマイナ保険証の利用登録をしていない被扶養者がいる場合は「様式第2号の2」の資格確認書交付要否欄にチェックを入れて組合員本人の申告書に添付してください。（注1、2、3）	△	△
	【令和7年4月1日に就職により被扶養者の資格を喪失する場合】 ④公立学校共済組合・（一財）埼玉県教職員互助会 被扶養者申告書 任意継続組合員用（様式第2号の2）※添付書類不要（注4）	△	△
提出先	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階 埼玉県教育局教育総務部福利課内 公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当		

※ ①、②、④の様式は「公立学校共済組合埼玉支部HP」→「手続きナビ」→「組合員資格・年金の手続き」→「任意継続組合員に関する手続き」→「任意継続組合員制度加入の手続き」から印刷してください。

※ 課所館・県立学校等に勤務されている方で任意継続を希望される方は、申請書様式及び添付書類を総務事務センターではなく、直接上記提出先に提出してください。

注1 任意継続加入後も被扶養者の要件を満たしている場合は引き続き認定できます。

注2 他の扶養義務者との収入比較を行ってください。他の扶養義務者より組合員の収入が高いか収入差額が1割以内の場合は、引き続き認定できます。
比較する収入は次のとおりです。

・給与収入のみの方：源泉徴収票（令和6年分）

・確定申告を行っている方：確定申告書（令和6年分）

なお、他の扶養義務者が公立学校共済組合員である場合及び組合員の被扶養者である場合は、収入比較の必要はありません。ただし、認定している被扶養者に係る扶養手当が他の扶養義務者側に異動する場合は、健康保険についても扶養替えの手続を行ってください。

注3 令和7年6月頃に被扶養者を有する任意継続組合員を対象に検認を実施します。詳細は、令和7年6月初旬に御自宅に送付する通知文書を御確認ください。

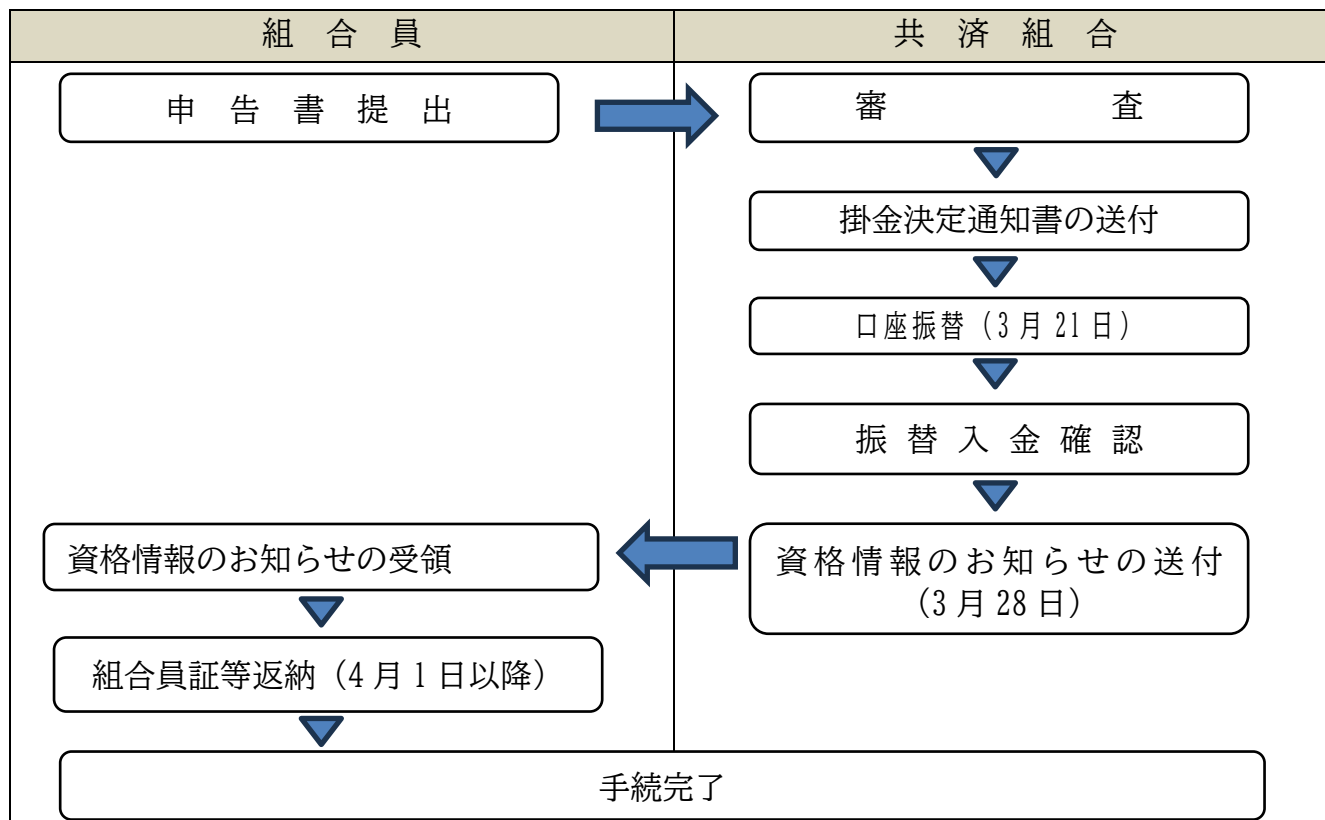
事実発生日が令和7年4月1日かつ取消事由が「就職」の場合のみ、添付書類を省略できます。それ以外の場合（事実発生日が令和7年4月1日でない場合や取消事由が「就職」以外の場合等）は、取消事由ごとに定められた通常の添付書類が必要です。また、提出日は事実発生日以降となります。そのため、令和7年4月1日より前の任意継続加入の申告（事前申告や3月中の4月申告）を利用する場合は、組合員本人に関する申告のみを行い、事実発生日以降に被扶養者の取消申告を行ってください。

(2) 受付期間

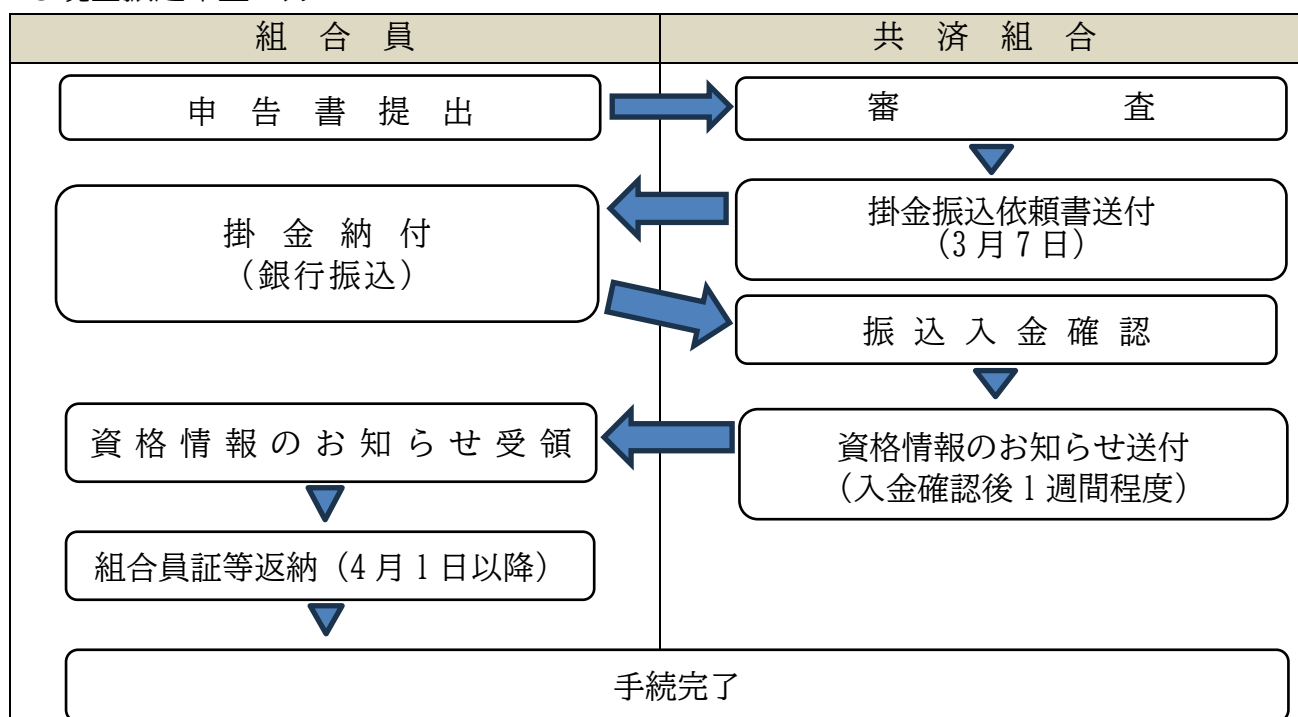
	受 付 期 間
事前申告	令和7年1月8日（水）～令和7年2月14日（金）必着 ※2月15日以降は、4月申告の開始まで受付はありません。
4月申告	令和7年3月7日（金）～令和7年4月21日（月）必着 ※4月22日以降、受付はできません。

(3) 事前申告の流れ

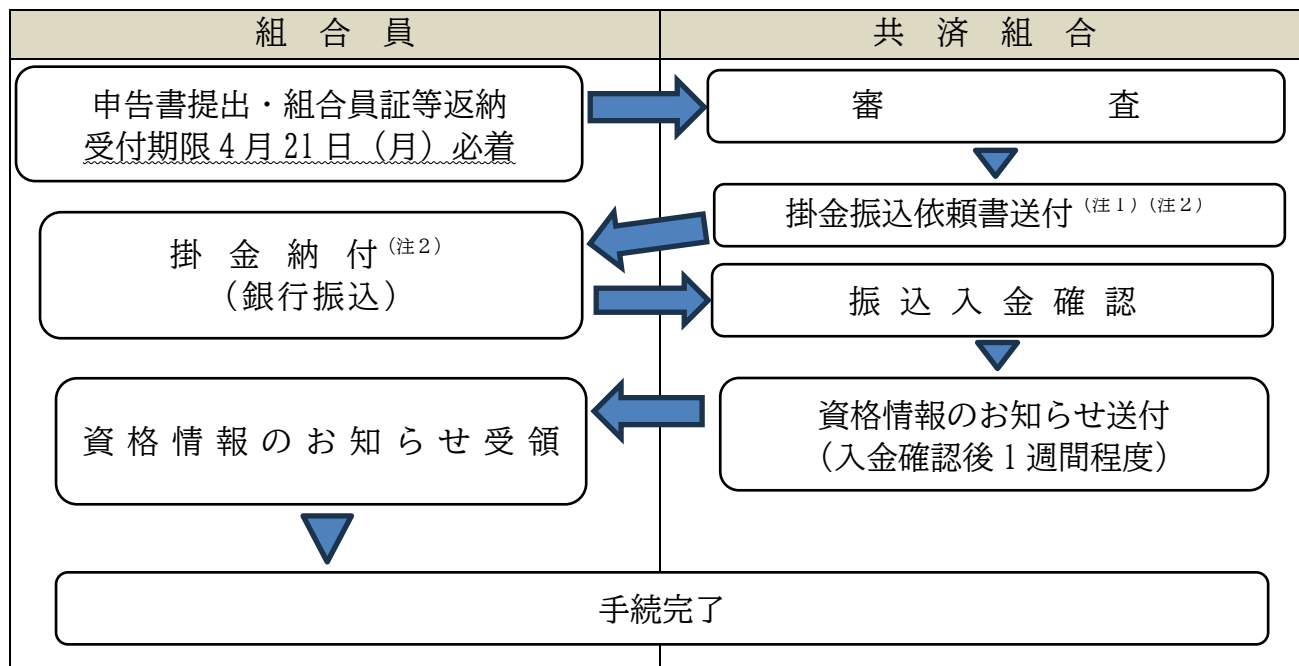
○口座振替希望の方



○現金振込希望の方



(4) 4月申告の流れ



(注1) 3月中に申告いただいた場合も4月上旬以降に順次ご自宅に送付します。

(注2) 4月申告の場合は口座振替を希望した場合でも、初回は現金振込になります。

3 任意継続掛金の算定方法

算定方法： **任意継続掛金額(月額)** = **標準報酬月額** (注1) × **掛金率** (注2)

(注1) 標準報酬月額は、次のいずれか低い額になります。

①退職する月の標準報酬月額	給与支給明細書に記載されています。 ※年度末退職者は、令和7年3月分の給与明細書を確認
②組合員の平均標準報酬月額	380,000円(令和6年12月1日現在)

(注2) 令和6年12月1日現在の掛金率(短期と介護それぞれ掛金がかかります)

短期	93.20/1,000
介護	15.92/1,000

※令和6年度末退職予定の方に適用される組合員の平均の標準報酬月額と掛金率は、今後改定される可能性があります。あくまでも目安とお考えください。

※計算例

【①退職する月の標準報酬月額】と【②組合員の平均標準報酬月額】の低い方を基礎として計算します。

【掛金計算例 1】 ②組合員の平均標準報酬月額が低い場合

①と②を比較	①退職する月の標準報酬月額	470,000円 ※給与支給明細書に記載されています。
	②組合員の平均標準報酬月額	380,000円（令和6年12月1日現在）

【例 1】 の場合②平均標準報酬月額が低いので、②380,000 円をもとに算出します。

短期掛金額	月額	380,000 円×短期掛金率（93.20/1000）＝ <u>35,416 円</u> （円未満切り捨て）
	年額	35,416 円×12 か月＝ <u>424,992 円</u>
介護掛金額	月額	380,000 円×介護掛金率（15.92/1000）＝ <u>6,049 円</u> （円未満切り捨て）
	年額	6,049 円×12 か月＝ <u>72,588 円</u>
合計年額		短期 424,992 円＋介護 72,588 円＝ <u>497,580 円</u>

【掛金計算例 2】 ①退職する月の標準報酬月額が低い場合

①と②を比較	①退職する月の標準報酬月額	340,000円 ※給与支給明細書に記載されています。
	②組合員の平均標準報酬月額	380,000円（令和6年12月1日現在）

【例 2】 の場合①退職する月の標準報酬月額が低いので、①340,000 円をもとに算出します。

短期掛金額	月額	340,000 円×短期掛金率（93.20/1000）＝ <u>31,688 円</u> （円未満切り捨て）
	年額	31,688 円×12 か月＝ <u>380,256 円</u>
介護掛金額	月額	340,000 円×介護掛金率（15.92/1000）＝ <u>5,412 円</u> （円未満切り捨て）
	年額	5,412 円×12 か月＝ <u>64,944 円</u>
合計年額		短期 380,256 円＋介護 64,944 円＝ <u>445,200 円</u>

4 任意継続掛金納入に際しての注意

(1) 掛金の納入方法について

下表の6通りから選択できます。

口座振替	1 年一括払い(1年分ずつ)	現金振込	4 年一括払い(1年分ずつ)
	2 半期払い(半年分ずつ)		5 半期払い(半年分ずつ)
	3 各月払い		6 各月払い

年一括払い又は半期払いを選択すると、掛金額が割引になります。

事前申告でまとめて前納する場合の掛金の算定方法：月額掛金×係数（下表）

前納割引の係数	
年一括払い(1年分ずつ)	11.7485020
半期払い(半年分ずつ)	5.9318472

【前納割引例】：5 ページ【掛金計算例1】の場合で、事前申告により加入をした場合

年一括払い(年額)	
短期	月額35,416円× <u>係数11.7485020</u> = 416,085円(円未満四捨五入)
介護	月額6,049円× <u>係数11.7485020</u> = 71,067円(円未満四捨五入)
半期払い(半期額)	
短期	月額35,416円× <u>係数5.9318472</u> = 210,082円(円未満四捨五入)
介護	月額6,049円× <u>係数5.9318472</u> = 35,882円(円未満四捨五入)

納入方法	年額または半期額	各月払いの場合	割引額
年一括(短期+介護)	487,152円	497,580円	10,428円(年額)
半期払い(短期+介護)	245,964円	248,790円	2,826円(半期額)

※ 4月申告でまとめて前納する場合、初年度は5月以降の掛金額が割引になります。

※ 任意継続掛金の前納は、年一括払い(1年分)が最長です。加入後1年が経過する頃に2年目の掛金額をお知らせします。

(2) 払込期限について

事前申告受付分	口座振替	令和7年3月21日(金)【振替日】
	現金振込	令和7年3月31日(月)【振込期限】
4月申告受付分 (初回は口座振替不可)	現金振込のみ	令和7年4月30日(水)【振込期限】

※ 4月申告の場合は口座振替希望の方も、初回は現金振込となりますので、ご注意ください。

5 再就職等による事前申告・4月申告の取消し

任意継続を申請した方が、申請後に令和7年4月1日から他の健康保険制度に加入することとなった場合は、速やかに資格管理担当へ次の書類を提出してください。

提出書類	申告区分	事前申告 した場合	4月申告 した場合
①任意継続に係る資格情報のお知らせ及び資格確認書（交付済の場合）		○	○
②任意継続取消申出書（別紙3）		○	○
③在職時の組合員証等（引き続き公立学校共済組合埼玉支部の組合員になる場合は提出不要）		○	○

※ 退職後に引き続き公立学校共済組合埼玉支部の組合員（一般組合員、短期組合員）になる場合には、③在職時の組合員証等の返却は不要です。組合員となる要件及び任用形態ごとの組合員種別については、P1【共済組合員の種別について】を参照してください。

※ 上記の対応は、任意継続加入を申告した後、令和7年4月1日に他の健康保険制度に加入する方のための事務手続です。

※ 任意継続に加入後（4月1日以降）に親族の扶養に入る又は国民健康保険に加入するために脱退される場合は、申告書を共済組合で受理した月の末日までは任意継続組合員制度に加入することになります（※月途中の脱退はできません。）。

また、任意継続に加入後（4月2日以降）に再就職する場合は、次のとおり申告書及び添付書類を提出してください。

就職による任意継続脱退に係る提出書類	公立学校共済組合員・（一財）埼玉県教職員互助会員申告書（様式第2号の1）
	再就職先の社会保険の資格取得日を確認できる資料（資格情報のお知らせや資格確認書の写し）
	任意継続の資格確認書の原本（交付されている場合のみ）

問合せ先

問合せ内容	担当	電話番号
任意継続（手続）について	資格管理担当	☎048—830—6694
任意継続（掛金）について	経理担当	☎048—830—6691
各健康保険制度の違い・任意継続（給付）について	短期給付担当	☎048—830—6696

別紙 2

令和 7 年 4 月 1 日に、あなたはどれに当てはまりますか？

Q 1：令和 7 年 4 月 1 日から、埼玉県公立学校等で勤務し、公立学校共済組合の「①一般組合員」または「②短期組合員」になりますか？

※一般組合員、短期組合員の種別は、職員の任用形態、勤務条件によって異なります。
詳細は、P 1【共済組合員の種別について】を参照してください。

はい

いいえ

Q 2：再就職先で健康保険制度に加入しますか？

※健康保険の加入の有無については、再就職先にご確認ください。

はい

いいえ

Q 3：親族の健康保険制度の扶養に入りますか？

※親族が加入する健康保険制度にご確認ください。

はい

いいえ

Q 4：任意継続組合員制度に加入しますか？

(採用から退職まで 1 年と 1 日以上組合員期間があり、加入を希望する方)

はい

いいえ

①

公立学校共済組合
埼玉県教職員互助会
に加入

共済組合・互助会に引き続き加入となります。
現在の資格が引き続きます。【①一般組合員】
・健康保険、年金ともに共済組合に加入
【②短期組合員】
・健康保険のみ共済組合に加入
・年金は「日本年金機構」の厚生年金に加入
※ 共済組合加入の可否については所属所長に確認してください。

②

就職先で社会
保険制度に加入
(協会けんぽ等)
* 1

社会保険は、勤務時間等に応じて加入・非加入が決まります。
* 1：「協会けんぽ」とは中小企業等で働く従業員やその家族が加入する健康保険制度の通称です。「全国健康保険協会」が運営しています。

③

親族の健康
保険制度の
扶養に入る

扶養に入る条件は、親族が加入している健康保険制度にご確認ください。

④

公立学校共済組合
任意継続
組合員制度
に加入

退職時に共済組合に申し出ること、退職日の翌日から最長 2 年間加入できます。(任意)
※ただし、75 歳以上の方については、後期高齢者医療制度に加入のため、加入できません。

⑤

国民健康保険
制度に加入
(国保)

・自営業の方
・無職の方
・他の健康保険制度に加入していない方

※「退職会員互助制度」に任意で加入できます。

<https://gojo-saitama.jp/business/business-752>

【注意】②～⑤に該当する場合、現在お持ちの組合員証等は、令和 7 年 4 月 1 日以降使用できません。4 月 1 日以降、速やかに返納してください。

任意継続取消申出書

公立学校共済組合埼玉支部長 様
(資格管理担当)

取消申出年月日 令和 年 月 日

氏 名

任意継続組合員資格取得のため、「公立学校共済組合員・（一財）埼玉県教職員互助会員申告書（様式第2号の1）」を提出しましたが、下記理由により任意継続加入の取消しを申し出ます。

記

退職時の所属所名 及び所属所コード			
組合員証番号			
取消理由	取消理由 1 引き続き公立学校共済組合員（短期組合員を含む）となるため 2 就職先の健康保険制度に加入する（協会けんぽ等） 3 親族の扶養に入る、国民健康保険に加入する（事前申告の者が3月中に申し出る場合に限る） 4 その他（理由を具体的に記入： ）		
申告時に希望した 掛金納入方法	いずれか1つに○をしてください		
	1	口座振替	
	2	現金振込 （振込年月日 令和7年 月 日）・未振込 ※既に掛金を納付した方は、振込年月日を記入してください。	
連絡先 電話番号	1：自宅 — — 2：現在の勤務先 — —		

※この申出書は任意継続組合員制度への加入を資格取得日から取り消すための書類です。